

ID: 286

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第52条及び第53条		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第52条 町営住宅を入居の目的で無断で使用し、又は転使用させた者は、5万円以下の過料に処する。 第53条 詐欺その他の不正行為による家賃の全部若しくは一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日